

開 会 午後1時30分

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 選挙第1号 大槌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（阿部六平君） 日程第1、選挙第1号大槌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

まず、大槌町選挙管理委員会委員の指名者の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（赤崎仁一君） それでは朗読いたします。

大槌町選挙管理委員会委員、東梅武保、佐々輝子、佐藤 勲、阿部義晴。以上です。

○議長（阿部六平君） ただいまの発表のとおり、大槌町選挙管理委員会委員に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました選挙管理委員に東梅武保外3名を選挙管理委員会委員の当選者と決めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員会委員に東梅武保君外3名が当選されました。

なお、当選人には会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知を行います。

次に、大槌町選挙管理委員会補充員の指名者の朗読をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（赤崎仁一君） 朗読いたします。

選挙管理委員補充員、堀合成子、越田征男、小國峰男、小林英三、以上です。

○議長（阿部六平君） お諮りいたします。ただいま議長において指名しました補充員に堀合成子君外3名を補充員の当選者と決めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました補充員に堀合成子君外3名が当選されました。

なお、当選人には会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知を行います。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が示した順序にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、補充員の順序はただいま議長が示した順序に決定いたしました。

○

日程第2 議案第8号 大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第2、議案第8号大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

教育長には退場していただきます。

提案理由の説明及び内容説明は終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨にかんがみ、この際、討論を終結し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（阿部六平君） ご異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第8号大槌町教育委員会の委員の任命に関し議会の同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（阿部六平君） ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番里館裕子君及び9番金崎悟朗君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、立会人に8番里館裕子君及び9番金崎悟朗君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(阿部六平君) 念のため申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。(「なし」の声あり)配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(阿部六平君) 異状なしと認めます

職員の点呼に応じ、順次投票願います。点呼を命じます。議会事務局長。

(点呼)

(各員投票)

○議長(阿部六平君) それでは、投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をお願いいたします。立会人の8番里館裕子君及び9番金崎悟朗君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(阿部六平君) 投票の結果を事務局長から報告いたさせます。議会事務局長。

○事務局長(赤崎仁一君) 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票中、

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長（阿部六平君） 以上のとおり賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

---

日程第3 議案第9号 大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第9号大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についてを議題といたします。（「議長」の声あり）阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 議事進行について、議長にお伺いしたいと思いますが、本会議は正装という規則でありますので、東梅 守君の服装を議長の方から注意していただきたいと思いますが。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君、きょう遅刻したんですけれども、遅刻する場合は事務局に連絡するように。

○3番（東梅 守君） 済みません。服装は大丈夫でしょうか。

○議長（阿部六平君） 服装も、ちゃんとネクタイするように。

○3番（東梅 守君） はい。行ってまいります。（「だめなんだ、本会議だから、全協じゃないんだから」の声あり）

○議長（阿部六平君） 提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（菊池 学君） 東日本大震災復興交付金基金条例につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、大槌町が実施する東日本大震災復興特別区域法第7条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災復興交付金基金を設置する。本条は、東日本大震災復興交付金基金の設置に関する規定であります。本基金は、特定財源を確保するために設けられるものであり、この目的のためには、これから生ずる収益のみならず、元本をも処分し使用することができるものであります。本条例は、東日本大震災復興基本法の基本理念に即した東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に、東日本大震災復興特別区域法が平成23年12月に施行されたところであり、東日本大震災復興交付金制度に基づき復興交付金事業計画期間内に、これを取り崩して復興交付金事業等を実施するため、基金を

造成するものであります。

第2条、基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。基金に積み立てる額は、3月2日に復興庁より交付可能額が通知されているところであり、その額に基づき一般会計歳入歳出予算で定めるものであります。

第3条、基金に属する現金は、金融機関に置き、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第1項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。本条は、地方自治法に基づき、基金に属する現金の保管方法について規定するものであります。

なお、国の交付金基金管理運営要領により、復興交付金基金の運用につきましては、国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得、2、金融機関への預金、3、信託業務を営む銀行または信託銀行への金銭信託によるものとされております。

第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。本条は、基金の運用から生じる収益としては第5条の規定に基づき基金に属する現金を歳計現金に振りかえ運用する際の当該運用益を想定しているものであります。

なお、国の要領に復興交付金基金の運用によって生じた果実は復興交付金基金に繰り入れるものとする規定されているものであります。

第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に振りかえて運用することができる。本条は、基金に属する現金の振りかえ運用について規定するものであります。

第6条、この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は町長が定める。本条例に定めるもののほか、その他基金の管理に関し必要な事項につきましては、要領等内部規則により定めるものであります。

附則1、この条例は公布の日から施行する。

2、この条例は、平成28年9月30日限りその効力を失う。

本条例は、基金を財源とする復興交付金事業等の早期実施を要することから、公布の日から施行するものであります。また、復興交付金事業等の期間は平成23年度から平成27年度までの5年間とされており、運用方針により事業の精算期間が平成28年度の前半までとされていることから、条例の終期を平成28年2月末日とするものであります。

以上よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。  
討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。  
議案第9号大槌町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第10号 大槌町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第10号大槌町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第10号大槌町特別会計条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第1条第2号大槌町学校給食特別会計を削除し、同条第3号及び第4号をそれぞれ同条第2号及び第3号とするものであります。

なお、本条例は本年4月1日から施行するものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） ちょっと簡単にだけ。これは子供が少なくなったということ、これが第一の原因だと思うんですけども、今後これからどのように大槌町が復興復旧していくかわかりませんが、例えば前のような大槌町のあり方が出てきたときに、また改めてこの給食特別会計というのは、復帰と言えども、そういう可能性はあるのか、それともこれからはずっと、これは仮の話すれば、これからどうなるかわからないけれども、そういうときがあるのか、それともこれからはずっと一般会計の中でずっとやっていくのか、そこだけ。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） この会計については、賄い材料だけの会計ということになります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私も念のために。現在、学校給食を請負やっているのは甘輝社ですよね。甘輝社は雇用促進をやっているんだよね。相手が相手だけに、これでいいのかなと、私ちょっと疑問を感じますけどね、いろんな事故があつたり何かした場合に、相手が相手だから。一般会計の中で処理するとなれば、何か事故があつた場合、町は見ないふりはできないと思うんですよ、相手が相手だから。そうしたときに、一般会計の何ていうか、うまく言えないんだけど、町が負担というかな、範囲ね、法的にちょっと考えさせられますけれども、その点について。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 給食業務の委託に関しては、特別会計ではなく一般会計になるということであります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第10号大槌町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第11号 大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第11号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第11号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

別表第3（第13条関係）、水火災の場合の1回当たりの出動手当1,900円を2,500円に、警戒の場合及び訓練の場合の1回当たりの出動手当を1,900円から2,000円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、本条例は本年4月1日から施行するものであります。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） まことに簡単な話です。一般質問でも出ましたけれども、改正前の日当について、3項目について1,900幾ら、そして改正案で1件について2,500円、600円の値上がり、片方は100円の値上がり。その金額でそんなに差はないというものの、類似町村の話も聞きましたけれども、前回は全部同じにして、今回はここで差をつけると、ここについて一つ聞きたいことと、それとあと警戒というんですか、どこまでが警戒なんだか、警戒中に例えばこういう水害が起きる可能性もあるわけよ。そうなった場合どのようにするんだか。そして、できるなら、警戒であろうと、せめて訓練の場合を除いても警戒の場合までは同じ金額にしても差し支えないんじゃないかなと思って質問いたしました。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回の震災においてはかなり危険な状況であったというようなことを感じてまして、やはり火災や風水害等、やはり警戒と訓練の間はきちんと分けて手当を支給した方がいいということで上げました。他市町においてもやはり差をつけるところもありますので、その辺は火災、風水害と警戒、訓練とあわせてきちんと区別して手当を支給した方がよいということで考えています。また、あとは訓練につきましても、きちんと警報が出たり、あとは注意報であったりというふうになりますから、消防団本部と連携とりながらその部分はきちんと分けて出動態勢を固めることができると、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 揚げ足取るわけじゃないけれども、今、警戒と訓練のところをきちっと分けると言ってしまったんだよね。そのとおりなんだってば。警戒と訓練というのは別個のものだから、警戒からは上げた方がいいんじゃないかと思って聞いてるんで。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 警戒は、警報が出たりという部分になりますから、危険度を比べれば、ある程度察しがつくということになります。実際に火災とか実際に災害が起きた場合ときちっと分けて手当は支給したいと、こう考えています。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 金崎議員の言う言葉も一理あるし、消防のさまざまな出動の中には例えば火災予防週間に活動する警戒だったりするものとか、いろいろあるからね、それはそれなりに私ら認識してはいますが、それはさておき、これは一般質問の中でも話しされた経過があるんだけど、要はこれ消防団員の定数が各分団とにかく定数になってない。そういうことをこれから考えたときに、まして人口が少なくなってくる、若い人がなかなか入らない、入っている人もやめたいと言う、そういう状況下に今なったときに、いざ有事があったとき大変なことになると、これは想定しなきゃだめだ。幾らいろんなマスコミでも何でも消防団に入れ入れ、それは人のことは自由だから入る入らないなんて関係ないんだけど、私は逆に、今の消防署の体制を逆に臨時の消防職員、例えばこれは大槌町なら大槌町に合わせて町の中に臨時の職員を置く、役場職員でさえ臨時あるんだからさ。昔は吉里吉里で消防の出張所だけのそういうときがあった、全然なかったかな、これは確かじゃないけども、そういうこともあるわけだ。だから、逆にそういう消防団員が少なくなったときには、そうすればあれだけでも、消防署の方で臨時の消防署員を例えば雇って、何かの有事に備える、そういう体系をとっておくのもこれからの考え方としてどうなのかなということ。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 消防団員は、非常勤特別職と位置づけられていますし、補償もきちんとなっておりまして。臨時という部分ではやはり危険度は高いということになりますし、そのたびごとにとということにはなりませんし、かなり消防団の方々には訓練もなさってますから、やはりきちんとした形で消防団員に任命をしながらやっていきたい。もちろん消防団員を確保することについては積極的に進めたいと思いますし、単に出動手当を上げて、それで集まるとは決して思ってませんので、きちんといろんな部分で対応させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） そう来ると思ってたけれども、私は消防団員は団員なのさ。その団員が入る人もない、定数はいっぱいになってんだけど、60何ぼでしたか、所長……、きのうの一般質問の中では定数にまだまだ足りないという、こういう言葉だったでしょう、各分団が。そういうときには逆に臨時の消防署だよ、署員を、役場の職員と同じなんだけども、一つの、そっちは事務組合だと言うかもしれないけども。そういう臨時の消防署員をそれこそ雇ってもいいんじゃないなという考えだ。わかる。団じゃないよ、

消防署の方だよ。そういう考え方もあっても、我々のこれからの有事の際はいいんじゃないか。役場職員の人たちは臨時で何年も稼ぐんだから、そういうのであれば消防署でも臨時を置くと、これは大槌町だけの置くんだということの職員、そういう考え方、もう少し発想を変えながらさ、団員が少なくなった、こういう時期だからこそ、これを積極的にやっていくんだという新しい考え方も私はあってもいいと思うんですが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 消防団員につきましては、大槌町の職員ではなく、消防署職員につきましては行政事務組合という形になりますので、その部分での採用のあり方については行政事務組合でという形になろうと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 2回やって、それでやめてやったけども、今、野崎議員が言ったとおりで、私も行政組合のよく議運に行ったり、よく発言します。現在の108名体制のこともよく言っているんですけども、やはりこれからは団員の人たちが高齢化なっていくと。その中において、どうしても最初に走ってくるのはやはり消防職員の方が早い。これについて考えれば、若い人間をふやすべきじゃないか。これは常々私も言ってるんですけども、副管理者として、町長、その辺どのようにお考えがあるか、ぜひ一言。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） たしか今、定員が、釜石大槌消防行政事務組合の消防の職員がたしか106名か何か108名なわけですが、その議会でもたびたび災害が発生したために定員を増員という質問もあるわけですが、一方ではこの適正規模というものも全国の類似団体との兼ね合い、そういうことから定員の確保というのは、適正化というのは求められるわけでございますので、その辺については今後の大災害等も踏まえて管理者とよく相談しながら議題というか、相談してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 警戒の場合ということですが、気象の中では警報、注意報とあるわけですけども、団員出動は気象の警報が出た場合、出動とかなります。これに伴って出る場合は大変危険を伴う状況のために出動依頼が出てくるわけなんです。消防団の活動の中にはさらに広報とか要人警護とか、いろんな面が出てくるわけですけども、この辺の出動の状況、割り振りというのはこの中に、警戒の場合、訓練の場合で大きく

出動三つありますけども、この警戒というのは気象のそういう警報が出たときの出動を指すわけですか。あるいは、出動をする場合の明確な区分というのがありますか。今ここで細かくは言いませんけども、警戒の場合の出動というのは、どうしてもこれは非常事態に出る危険度の高いものですので、これは上の水火災出動の場合と同等に考えるべきだと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 警戒は、あくまでも警戒という形になりますから、待機をしているという状況になりますし、危険度に対してはやはり実際に水害が起き、そして火災が起きた現場とまた違いますので、きちんと分けて、またその対応も危険が増せばという形になりますし、それが水害の当たるもんだということで判断すれば、その金額につきましてもきちんと分けてありますから、手当についてもきちんと支払いについても、支給についても区分はできるものだと、こう思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 団員確保についてですけれども、以前は役場の新採用だとか役場の職員にも促した経緯があると聞いてますけれども、今こういうときだから役場の職員も大変なのはわかります。きのうの話だと新採用を雇ったり、臨時を雇ったり、ある程度の希望も確保されてるわけだし、例えば若い次の時代を担う担い手ですよ、吉里吉里地区も去年、役場の採用した人間が消防団に入った例もございますし、今後そうやって町が主導的に、団員が少ない少ないと言ってるだけでなく、その地域に、町内会活動もそうなんだけれども、消防団活動にできれば頑張ってもらいたいぐらいのメッセージは、「入れ」と言ったらまた語弊があるんであれば、入って地域に、防災のために頑張ってもらいたいぐらいのことは言ってもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。採用試験でそういうのが聞いているかどうかちょっとわかりませんが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 過去においては、役場職員に対して呼びかけて、消防団員になってもらってる職員もいます。また、今こういう状況ですから、なかなか今の企業の中でその部分もお願いするというわけにはいきません。ただ、今言われるとおり、きちんと地域を守るということも一つありますので、促していきなと、こう思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） もう一つだけ。二、三年前でしたか、消防団員が数出てるところは優良事業所ということで消防庁の方から指定というか、認定をもらったり、そんなことがあります。こういう災害において会社も流されたりそういうところもございませけれども、比較的大きな事業所であるだとか、男性職員が比較的多いところには改めて町の方から消防団員の協力を依頼する旨の文書等出して確保対策に行くとかという具体的なやはり行動、アクションで起こしていかないと、なかなかこれは集まらないもんですよ。幾らコマーシャルしてもパンフレット回しても、なかなか。各分団においては1人新入団員が入っただけで物すごい騒ぎですよ、うれしくて。吉里吉里においても浪板の団員が3人ほど殉職されましたけれども、それでもやはり浪板から1人見つけましたし、吉里吉里からも1人見つけました。それはやはり地域に根差しているんな人と接触しながらという意味で私は役場の職員に促すのも一つの方法だし、大槌町にある事業所の中からピックアップするというのは語弊があるかもしれないけれども、促す文書を町長の方から出していただいて、協力態勢を仰いでいくというのは、やはり緊急のときだからこそやってもいいのかなと。それで入るかどうかわからないけれども、やはり町としてメッセージを出してかないと、なかなか、入ってくれ、入ってくれでは集まらないような気がしますので、その点についてもお願いしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今言われるとおり、職員に対してもきちんとした形でメッセージを発して、やはり今の状況について職員が理解するような形で、志ある者についてはぜひとっていきたい。事業所につきましては、前にも同じような形でやっています。事業所はこういう形になってますので、こうした形で、できた部分から徐々にそういう要請をしてみたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 消防団員、私も消防団員であります。まず消防団員というものは皆さんもご承知のとおり、総監は大槌町長でございます。そこの中の消防団員ということで、今後、理由の中に今回の東日本大震災により消防団員の重要性と再確認された減少が続いている団員を確保しようとする。団員はお金で来るわけじゃないんですよ。今回の震災で団員をふやすといったときに、じゃ今回何で亡くなりましたか、そういう内容を伝えること、まずそれが1点。

それと、その中にも、なぜ団員が遅くなったか。無線の混信です。周波数一つしかな

い。それが実際つながらなかったということも、これも実際の話、これが本当にそういうのを改善しなくて何が団員確保だと。そういうのを考えれば、まずこれを上げるのはいいです。いいですけども、マニュアルなるものを、水門を本当に閉めろ、15分で水門閉めなくても逃げろとか、そういうものができなければ、団員確保というのを全面的に出すわけにはいかない。そういう思いをしておりますが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 過日、1月30日に消防審議会というところから、やはり東日本大震災を踏まえた消防体制等あり方の答申が出てました。その中にはやはり消防団員を高く評価をするという中でもやはり検証して、大規模災害における対応を講ずる必要があるということが強く出ています。消防団員の活動のあり方、消防本部の効果的な初動態勢、連携のあり方等はきちんと検証して確実に実行していく必要があるだろうと思います。やはり今回の津波で多くの消防団員の方々が犠牲になられたことは事実でありますので、きちんとその検証につましましてはいろんな形でまとめて、そしてそれを確実に行政の中できちんと予算化をしていければなど、こう思っております。今回はその中でもやはり消防団員の方々が大変苦勞されたということで、手当という形で一つ出しますけれども、決してこれがこれで終わったということはありません。決してそれだけではありませんが、ただ、ご苦勞されたという部分で幾らかでもその部分を手当という形で出せばという形で提案をしておりますので、これで消防団員が幾らか集まるということではありますので、きちんと検証、またはそれに伴っての体制づくり、そして先ほど小松議員お話しになりました消防無線の関係とか、そういうものを含めて全体的な形で消防体制をきちんと立ち直していきたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 本当に、総務部長、ありがとうございます。そのように言ってくれば、やはり消防団員たる者、一度はんてんを着れば消防魂というのを背負って火事場に向かうわけで、津波が来るのを目の前にしても半鐘をたたきながら自分の命を捨てても他人を守ると、これが実際の話でした。そういうものもちゃんとあるんだよ、そういうことを忘れてはならない、そういうのを二度と起こしてもだめだということをいろいろ考えてるようなんで、これはこれとして、本当にこれからはもうつらいことは起きないように、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 警報が出ての警戒の出動ということで、実際その場で例えば大雨の場合、土のうを積むとか、警報出ててもそういう活動もあるわけなんですけども、そういうふうになった場合はどうなるのか。どの時点で出動になるか警報になるかお聞きします。

それから、あと団員確保のことについて、私も前に団員、消防団におりましたけど、会社勤めだとどうしても会社から出るのが大変です。会社の方も少ない人数で一生懸命、小規模の工場が多いわけですので、その中から出すというのは仕事がおくれるし、とても大変な状況であります、会社そのものも。そこで、何ていうか、会社の方にもそういう賞状なりアピールなりずっと言い続けてきまして、幾らかそういうふうになってきましたけども、これからも会社の方のそういう大変な事情もわかるけども、団員の出動に協力を得るよう大きくアピールしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 消防課長。

○消防課長（岩間 淳君） 消防活動と警戒についてですが、警戒は活動前の状況でございますが、活動に移った場合はそれなりの動きとなりますので……。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 室長も総務部長も、訓練だ、警戒だ、本当の災害だと、そういうおたおたしちゃだめなんだ。訓練は訓練。訓練というのは、やるかやらないかわかりませんよ、大槌町消防団の総合演習、演習なだけで、訓練なんですか、訓練するわけだ。その関係も出動手当は出るのか。また、あるいは消防の県大会もあるのさ。そこにどこが選ばれるのかどうかわからないけれども、毎日のように住民全部のそこから選ばれた分団が訓練してる、それも訓練だ、県大会だ。それも全部この日当が出るようになってるのだ。だから訓練は訓練だよ、ただ、警戒はこれからも大槌町もそうだけでも、火災、フェーン現象あって大槌町が火災警報が発令されましたよ。そういうときは後からも一応の警戒だ。津波が来るよ、来ないよ、来る来ないにかかわらず、そういう警報が出たときは出なきゃならない。それも警戒だ。そして、物が来たときには初めて本当の2,500円になっていくということを総務部長も署長もそういうことをはっきり覚えておかないと、議員たちに何だ、何かと、わけのわかんなくなる、そういうところをちゃんと覚えてて答弁できるようにやんなきゃ、勉強しなきゃだめだよ。終わり。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） お金だけでは来ないと話されましたけれども、こう見ると、この

条例が昭和43年で1,900円というのが決まっていたんですね。昭和43年というと今から何年前。44年前。類似団体で片づけないで、ちょっとね、現実的なやはり給与にしたらいいかがでしょうか。大変な震災になったわけだから、しかも消防団員は、これは確保という問題、大変な問題でしょう。そういう立場に置かれてるわけですから、給与のあり方も再検討されればいいなど、そう思いますが、部長、どうですか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） まず野崎議員のご指摘、申しわけございません。ありがとうございます。きちんと勉強いたします。

今の消防団員のことですけれども、報酬につきましては見直すつもりはございません。今回は出動手当だけということで考えています。また、条例自体は古いんですけれども、改正を何回か繰り返しているということで、近隣市町村の金額とのバランス等を考えながらやっていくというところであります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第11号大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第12号 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第12号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） それでは私のほうからご説明申し上げます。

新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。

第2条、保険料率でございますが、こちらの期間設定、第4期計画に対応いたします平成21年度から23年度までの部分につきまして、第5期計画の計画期間に対応いたします平成24年度から26年度までに改正をするものでございます。

次に、第2条の1号から6号に定めます所得階層別の年額の介護保険料につきまして、第1号の2万4,900円を2万9,300円に、第2号の2万4,900円を2万9,300円に、第3号の3万7,300円を4万4,000円に、第4号の4万9,800円を5万8,700円に、第5号の6万2,200円を7万3,300円に、第6号の7万4,700円を8万8,000円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、附則第9条、これは減免対象とする第1号保険料についてでございますが、減免対象期間の終期の規定、2行目の平成24年2月29日まで、これにつきまして24年9月30日まで、同第9条第1号の平成24年2月29日までを平成24年9月30日までにそれぞれ改正するものでございます。

2ページをお開きをいただきたいと思えます。

附則につきまして、平成24年4月1日から施行を定めると考えてございますが、附則第9条につきましては、減免期間の延長、切れ目なく運用をするため、適用を平成24年3月1日からとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第12号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第13号 大槌町公民館条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第13号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（佐藤達哉君） 議案第13号大槌町公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

新旧対照表をお開き願います。

このたびの条例改正につきましては、これまで社会教育法第30条第1項において公民館、集会所への委嘱基準を定めていたところでありますけれども、このたびの法改正に伴いまして、24年4月1日からこの基準が条例にされたところでございます。条例第6条第1項において、第1号学校教育の関係者、第2号社会教育の関係者、第3号家庭教育の向上に資する活動を行う者、第4号学識経験のある者、以上のとおり改正するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） これは一つの法律の改正だということだから、どうしようもないことなんだろうけどもだよ、今まで一つの学識経験みたいな格好だけでやっていたものが改めて1、2、3、4というふうになったわけだ。学校教育の関係者、これ何となくわかる。社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、これはだれでも学識経験だから、学校さえ出れば学識経験なんだけど、2、3、4はどういう人たちがということか、そこ説明をお願いしたい。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（佐藤達哉君） 社会教育の関係者でございますけれども、これまで大槌町青年団体連絡協議会長、それから体育協会長、老人クラブ連合会長、芸術文化協会長、それから大槌町連合婦人会の皆様をお願いしてきたところでございます。それから、家庭教育につきましては、大槌町 保護者連合会の方をお願いしていたという経緯がございます。それから、学識経験者につきましては、商工会長、社会福祉協議会長、町の町長部局のほうにということをお願いしておりました。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第13号大槌町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第13号 大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第14号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（佐藤達哉君） 議案第14号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

お手元の資料の新旧対照表をお開き願います。

このたび図書館法第15条の改正、4月1日からの施行に伴いまして、今まで定めておりました基準が条例に規定されたことから、条例第4条第1項において定めようとするものでございます。

第4条第2項第1号、委嘱の基準でございますけれども、学校教育の関係者、第2号社会教育の関係者、第3号家庭教育の向上に資する活動を行う者、第4号、学識経験のある者、以上のとおり改正するものでございます。

なお、基準につきましては、これまで図書館法で定めていた基準と同様の基準となっております。。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 前の公民館と似たようなもんだけども、片方の公民館の方はそれこそ定数があるんでなくて、何人でもいいということだ。今度の方は同じ協議会の委員定数は10名程度ということになっているんだけども、似たような人たちが結局なるわけ、正直な話。その辺のところの10人に絞るとか、片方は15人あるかもしれないし、その辺のところの枠ということもないけども、そのあれは線引きはどの辺で線引きしながら住民選ぼうとしてるのか、その辺のところをお伺いします。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（佐藤達哉君） 先ほどの公民館の方の審議会委員につきましては、こちらの方では規約ということで省略させていただいておりましたけれども、28名以内ということで定めているものでございます。図書館の協議会の委員につきましては、第4条の中で定数は10名以内ということで定めているところで、もともとそういう形で……。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第14号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす15日は午後1時30分より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時35分

